空知教育センター職員の私有車の公務使用に関する規程

平成 21 年 3 月 26 日
訓　令　　第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、滝川市の条例の準用に関する条例（昭和 55 年空知教育研修センター組合条例第２号）第１条の規定により準用する職員等の旅費に関する条例（平成 11 年滝川市条例第 12 号。以下「旅費条例」という。）第 17 条第２項第２号の規定に基づき、職員の私有車の公務使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）職員　空知教育センター規則（平成 13 年空知教育センター組合教育委員会規則第７号）第３条に規定する職員をいう。

（２）私有車　職員が所有し、又は使用する道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条第２項に規定する自動車をいう。

（３）私有車の公務使用　職員が第７条各号に掲げる目的のために行う出張について私有車を自ら運転して利用することをいう。

（４）旅行命令　旅費条例第４条第１項第１号に規定する旅行命令をいう。

（公務使用の登録）

第３条　私有車の公務使用をしようとする職員は、あらかじめ、私有車公務使用登録申請書兼登録簿（別記第１号様式）を事務局長に提出し、その登録を受けなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）による運転免許証の写し

（２）道路運送車両法による自動車検査証の写し

（３）自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第７条第１項に規定する自動車損害賠償責任保険証明書の写し

（４）自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）の契約に係る保険証書又は共済証書等の写し

（登録の基準）

第４条　事務局長は、前条第１項の規定により登録を申請した職員が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。

（１）道路交通法第 85 条に規定する普通免許の取得後３年を経過していること。

（２）私有車の公務使用の登録の申請日前１年以内において、道路交通法に基づく免許の取消し、停止等の処分を受け又は交通違反による刑罰に処されていないこと。

（３）当該私有車について、自動車損害賠償保障法第５条に規定する自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）の契約を締結していること。

（４）当該私有車の運行によって他人の生命又は身体を害したときの損害賠償について、無制限の任意保険の契約を締結していること。

（５）　当該私有車の運行によって他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について、500万円以上の任意保険の契約を締結していること。

（６）　当該私有車の運行によって搭乗者の生命又は身体を害したときの傷病について、500万円以上の任意保険の契約を締結していること。

（変更の届出）

第５条　前条の登録を受けた職員（以下「私有車公務使用登録職員」という。）は、第３条の規定により登録した事項を変更しようとするときは、速やかに、その旨を事務局長に届け出なければならない。この場合において、当該変更が第３条第２項各号に掲げる事項に係るものであるときは、当該変更に係る同項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（登録の取消し等）

第６条　事務局長は、私有車公務使用登録職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて私有車の公務使用の停止を命ずることができる。

（１）　第４条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（２）　前条の規定に違反したとき。

（３）　不正の手段により第３条の登録を受けたとき。

（私有車の公務使用に係る旅行命令）

第７条　旅行命令権者（旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、私有車公務使用登録職員に対し、私有車の公務使用に係る旅行命令を行うことができる。

（１）　職員が、公務上の必要により、その勤務する学校又は組合の事務所から組合の構成市町の区域に出張又は外勤を行うとき

（２）　前号に掲げるもののほか、事務局長が私有車の公務使用が必要であると認めるとき。

２　前項の旅行命令は、私有車公務使用旅行命令兼復命書（別記第２号様式）により行うものとする。

（復命）

第８条　私有車の公務使用に係る旅行命令を受けた私有車公務使用登録職員（以下「私有車公務使用者」という。以下同じ。）は、公務を終え、帰庁したときは、直ちに旅行時間及び走行距離等を私有車公務使用旅行命令兼復命書により復命しなければならない。

（車賃）

第９条　私有車公務使用者には、私有車の公務使用による実走行距離に応じた旅費条例別表第１の規定による車賃について、当該月分を一括して支給する。この場合において、通算した実走行距離に１キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　１回の私有車での公務使用による事務連絡の走行距離が１キロメートル未満の場合は、これを支給しない。

３　旅行命令権者は、その命令した私有車公務使用者に係る当該月分の私有車公務使用旅行命令兼復命書をその翌月始めに事務局長に提出するものとする。

（損害の補償）

第10条　私有車の公務使用をしたときの交通事故により発生した損害賠償については、当該私有車について契約した自賠責保険等及び任意保険により行うものとする。

２　前項の損害賠償の額が、同項に規定による自賠責保険等及び任意保険に係る保険金の額を上回るときは、当該損害賠償の原因となった交通事故が当該職員の故意又は重大な過失による場合を除き、その上回る額について組合が負担するものとする。

３　私有車の公務使用をしたときの交通事故により生じた当該私用車に係る損害については、交通事故の相手方から賠償を受ける部分を除き、当該職員が負担するものとする。

（示談）

第 11 条　前条第１項の規定による交通事故の相手方との示談につては、事務局長の承認を受けないで成立させてはならない。

（この規程に違反した場合の取扱い）

第 12 条　私有車公務使用者が、この規程に違反した場合における交通事故等による損害の負担については、組合は、その責めを負わないものとする。

（その他）

第 13 条　この規程に定めるもののほか、私有車の公務使用に関し必要な事項については、組合長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 8 月 1 日訓令第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和 2 年 2 月 7 日訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

別記第１号様式（第３条第１項関係）

私有車公務使用登録申請書兼登録簿

平成　　年　　月　　日

空知教育センター組合事務局長　様

所　属
氏　名

次のとおり、私有車の公務使用について登録を申請します。

運転免許証	取得年月日		年　　月　　日
	有効期限		年　　月　　日
	車両の種類		
	免許の取消し又は停止		有　・　無　（過去１年以内の状況）
	交通違反による刑罰		有　・　無　（過去１年以内の状況）
公務使用に係る車両	登録番号		
	車名		
	所有者又は使用者氏名		（所有者・使用者）
自動車検査証	有効期限		年　月　日　～　年　月　日
自賠責保険	会社名		
	保険番号		
	有効期限		年　月　日　～　年　月　日
任意保険	会社名		
	保険番号		
	有効期限		年　月　日　～　年　月　日
	賠償限度額	対人賠償	無制限
		対物賠償	万円
		搭乗者傷害	万円

（注）運転免許証の写し、自動車検査証の写し、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車保険証書等の写し